

平成23年3月31日

環境・ストック活用推進事業に係る事務事業を実施する者の審査結果について

国土交通省住宅局住宅生産課

次のとおり、環境・ストック活用推進事業に係る事務事業を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

平成23年3月18日～平成23年3月29日

<提案者及び評価結果>

○住宅・建築物省 CO2先導事業（住宅部門）に係る事務事業

提案者：1者（一般社団法人環境共生住宅推進協議会）

評価：別紙1の通り、一般社団法人環境共生住宅推進協議会の企画提案書を特定した。

○住宅・建築物省 CO2先導事業（建築物部門）及び建築物省エネ改修推進事業に係る事務事業

提案者：1者（株式会社UR リンケージ）

評価：別紙2の通り、株式会社UR リンケージの企画提案書を特定した。

○長期優良住宅先導事業に係る事務事業

提案者：2者（一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会 他1者）

評価：別紙3の通り、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会の企画提案書を特定した。

(別紙1)

□住宅・建築物省 CO2先導事業（住宅部門）に係る事務事業の審査結果について

- ・公募期間：平成23年3月18日～平成23年3月29日
- ・説明書配布者：1者（一般社団法人環境共生住宅推進協議会）
- ・提案者：1者（一般社団法人環境共生住宅推進協議会）
- ・評価

補助対象事業者の要件	評価結果
（1）事務事業の実施の方法等の事務事業の実施に関する計画はが、事務事業の適確な実施のために適切なものであること	○
（2）事務事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること	○
（3）事務事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること	○
（4）事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること	○
（5）事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること	○
（6）事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること	○

※補助事業対象者に求められている（1）～（6）の要件については全て満たしており、事業費についても妥当と判断される。そのため、一般社団法人環境共生住宅推進協議会の企画提案書を特定した。

(別紙2)

□住宅・建築物省 CO2先導事業（建築物部門）及び建築物省エネ改修推進事業に係る事務事業の審査結果について

- ・公募期間：平成23年3月18日～平成23年3月29日
- ・説明書配布者：1者（株式会社URリンクージ）
- ・提案者：1者（株式会社URリンクージ）
- ・評価

補助対象事業者の要件	評価結果
（1）事務事業の実施の方法等の事務事業の実施に関する計画はが、事務事業の適確な実施のために適切なものであること	○
（2）事務事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること	○
（3）事務事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること	○
（4）事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること	○
（5）事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること	○
（6）事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること	○

※補助事業対象者に求められている（1）～（6）の要件については全て満たしており、事業費についても妥当と判断される。そのため、株式会社URリンクージの企画提案書を特定した。

(別紙3)

□長期優良住宅先導事業に係る事務事業の審査結果について

- ・公募期間：平成23年3月18日～平成23年3月29日
- ・説明書配布者：2者（一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会 他1者）
- ・提案者：2者（一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会 他1者）
- ・評価

補助対象事業者の要件	評価結果	
	一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会	他1者
(1) 事務事業の実施の方法等の事務事業の実施に関する計画はが、事務事業の適確な実施のために適切なものであること	○	○
(2) 事務事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること	○	○
(3) 事務事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること	○	○
(4) 事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること	○	○
(5) 事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること	○	○
(6) 事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること	○	○

※補助事業対象者に求められている(1)～(6)の要件については、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会、他1者共に全て満たしている。そのため、事務事業の実施に必要な事務費の額において優位であることをもって、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会の企画提案書を特定し、他1者の提案書を非特定とした。